

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年1月31日
【会社名】	株式会社明豊エンタープライズ
【英訳名】	MEIHO ENTERPRISE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 梅木 篤郎
【本店の所在の場所】	東京都目黒区目黒三丁目11番3号
【電話番号】	03(5768)6573
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理部長 安田 俊治
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区目黒三丁目11番3号
【電話番号】	03(5768)6573
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理部長 安田 俊治
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 600,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年1月31日開催の第3回債権者会議において、対象債権者たるお取引先金融機関の合意により事業再生ADR手続が成立したことに伴い、平成23年12月28日に提出した有価証券届出書及び平成24年1月30日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

募集に関する特別記載事項

第3 第三者割当の場合の特記事項

3 発行条件に関する事項

6 大規模な第三者割当の必要性

第三部 追完情報

2 事業等のリスクについて

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線を付して表示しております。なお、訂正前の記載自体に下線が付されている箇所が存在しましたが、訂正箇所のみ到下線を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	15,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集(以下「本第三者割当」といいます。)は、平成23年12月5日に当社普通株式の割当先を選定し、当社普通株式の取得の勧誘を行ったことにより開始しておりますが、当社の社内手続に不備があり、本日(平成23年12月28日)に至るまで本第三者割当に係る有価証券届出書の提出が未了となっております。当社は、本日(平成23年12月28日)開催の取締役会決議において募集の詳細条件を決議いたしました。そのため、以下では本日決議した内容について記載するものであります。なお、本第三者割当による新株式の発行は、平成24年2月20日(月)開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において本第三者割当が特別決議により承認されること及び後記「募集に関する特別記載事項」記載の事業再生ADR手続が成立することが条件となります。

< 後略 >

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	15,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集(以下「本第三者割当」といいます。)は、平成23年12月5日に当社普通株式の割当先を選定し、当社普通株式の取得の勧誘を行ったことにより開始しておりますが、当社の社内手続に不備があり、本日(平成23年12月28日)に至るまで本第三者割当に係る有価証券届出書の提出が未了となっております。当社は、本日(平成23年12月28日)開催の取締役会決議において募集の詳細条件を決議いたしました。そのため、以下では本日決議した内容について記載するものであります。なお、本第三者割当による新株式の発行は、平成24年2月20日(月)開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において本第三者割当が特別決議により承認されること及び後記「募集に関する特別記載事項」記載の事業再生ADR手続が成立することが条件となります。
なお、事業再生ADR手続は、平成24年1月31日開催の第3回債権者会議において成立いたしました。

< 後略 >

【募集に関する特別記載事項】

(訂正前)

当社は、平成23年9月26日付「事業再生ADR手続の利用申請及び受理に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、事業再生ADR手続による事業再生を目指し、現在、事業再生ADR手続の対象債権者たるお取引先金融機関と協議を進めながら、公正中立な立場からJATPより調査・指導・助言をいただき、事業再生計画案を策定し、対象債権者たるお取引先金融機関の合意による成立を目指しております。

当社は、スポンサーによる信用補完及び財務基盤の強化による事業基盤の強化を図るべく、これまで事業再生計画案の策定を進めて参りましたが、平成23年12月5日付「当社を支援するスポンサーの選定に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、株式会社ハウスセゾン(以下、「ハウスセゾン」といいます。)及びフィンテックグローバル証券株式会社(以下、「フィンテックグローバル証券」といいます。、ハウスセゾンと併せて「スポンサー」といいます。)を当社グループのスポンサーとして選定することが確定し、平成23年12月7日付でスポンサーの意向を反映した本事業再生計画案を策定するに至りました。そして、平成23年12月7日開催の事業再生ADR手続における第2回債権者会議におきまして、当該事業再生計画案の具体的な内容についてご説明いたしました。本事業再生計画案につきましては、今後、対象債権者にご検討いただき、同日付「事業再生ADR手続のスケジュール変更に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、平成24年1月31日開催予定の第3回債権者会議(事業再生計画案の決議のための債権者会議)において、対象債権者の合意による成立を目指してまいります。

当社は、今後は当社グループが最も強みとする不動産(住宅)分譲事業を基盤とし、短期間での資金回収が見込めるタウンハウス事業、中古マンションリニューアル分譲事業を主力事業と位置付け、これらに経営資源を集中するとともに、さらなるコスト削減に努めるなど最大限の自助努力を行う所存です。

また、当社は、事業再生計画案において、対象債権者に対して、債務免除、債務の株式化(デット・エクイティ・スワップ、以下、「DES」といいます。)を実行していただくことを主な内容とする金融支援等を要請しております。

当社は、上記の金融支援をいただくことにより、当社の債務超過を解消するとともに、今後の新規物件の仕入資金を確保し、本格的な事業の再生を早期に図るため、後記の「事業再生計画案の概要」に記載のとおり、事業再生ADR手続が成立することを条件としたスポンサーによる資本増強等を図る予定です。

<中略>

(2)金融支援の要請

当社は、対象債権者が当社に対して保有する債権を不動産担保等により保全されている債権(保全債権)と保全されていない債権(非保全債権)とに分類し、当社に対して非保全債権を保有する対象債権者に対して、非保全債権部分(総額22億66百万円)について、55百万円につきDESの実行、18億68百万円につき債務免除を求める総額19億23百万円(一律84.87%)の金融支援を要請した上で、その残額である非保全債権3億43百万円について、当社の事業キャッシュフロー等を原資として、一時停止時の非保全債権残高シェアに基づき5年の分割弁済とすること等を要請しております。

他方、当社に対して保全債権を保有する対象債権者に対しては、担保不動産等を売却することにより得られる売却代金を原資として、元本の支払いを行う予定であり、そのため、担保不動産等の売却時までの期間、対象債権の残高を維持していただくこと等を要請しております。

<中略>

4. 今後の見通し

今後は、事業再生ADR手続の中で、引き続き対象債権者たるお取引先金融機関の理解を得ながら、本事業再生計画案につきましては、平成24年1月31日開催予定の第3回債権者会議において、対象債権者たるお取引先金融機関の合意による成立を目指してまいります。

(訂正後)

当社は、平成23年9月26日付「事業再生ADR手続の利用申請及び受理に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、事業再生ADR手続による事業再生を目指し、現在、事業再生ADR手続の対象債権者たるお取引先金融機関と協議を進めながら、公正中立な立場からJATPより調査・指導・助言をいただき、事業再生計画案を策定し、対象債権者たるお取引先金融機関の合意による成立を目指してまいりましたが、事業再生ADR手続は、平成24年1月31日開催の第3回債権者会議において成立いたしました。

当社は、スポンサーによる信用補完及び財務基盤の強化による事業基盤の強化を図るべく、これまで事業再生計画案の策定を進めて参りましたが、平成23年12月5日付「当社を支援するスポンサーの選定に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、株式会社ハウスセゾン(以下、「ハウスセゾン」といいます。)及びフィンテックグローバル証券株式会社(以下、「フィンテックグローバル証券」といいます。、ハウスセゾンと併せて「スポンサー」といいます。)を当社グループのスポンサーとして選定することが確定し、平成23年12月7日付でスポンサーの意向を反映した本事業再生計画案を策定するに至りました。そして、平成23年12月7日開催の事業再生ADR手続における第2回債権者会議におきまして、当該事業再生計画案の具体的な内容についてご説明いたしました。本事業再生計画案につきましては、対象債権者にご検討いただき、平成24年1月31日付「事業再生ADR手続の成立及び債務免除等の金融支援に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、平成24年1月31日開催の第3回債権者会議(事業再生計画案の決議のための債権者会議)において、対象債権者の合意により成立いたしました。

当社は、今後は当社グループが最も強みとする不動産(住宅)分譲事業を基盤とし、短期間での資金回収が見込めるタウンハウス事業、中古マンションリニューアル分譲事業を主力事業と位置付け、これらに経営資源を集中するとともに、さらなるコスト削減に努めるなど最大限の自助努力を行う所存です。

また、当社は、事業再生計画案において、対象債権者に対して、債務免除、債務の株式化(デット・エクイティ・スワップ、以下、「DES」といいます。)を実行していただくことを主な内容とする金融支援等を要請し、ご了解をいただきました。

当社は、上記の金融支援をいただくことにより、当社の債務超過を解消するとともに、今後の新規物件の仕入資金を確保し、本格的な事業の再生を早期に図るため、後記の「事業再生計画案の概要」に記載のとおり、事業再生ADR手続が成立することを条件としたスポンサーによる資本増強等を図る予定です。なお、事業再生ADR手続は、平成24年1月31日開催の第3回債権者会議において成立いたしました。

<中略>

(2)金融支援の要請

当社は、対象債権者が当社に対して保有する債権を不動産担保等により保全されている債権(保全債権)と保全されていない債権(非保全債権)とに分類し、当社に対して非保全債権を保有する対象債権者に対して、非保全債権部分(総額22億66百万円)について、55百万円につきDESの実行、18億68百万円につき債務免除を求める総額19億23百万円(一律84.87%)の金融支援を要請した上で、その残額である非保全債権3億43百万円について、当社の事業キャッシュフロー等を原資として、一時停止時の非保全債権残高シェアに基づき5年の分割弁済とすること等を要請し、ご了解をいただきました。

他方、当社に対して保全債権を保有する対象債権者に対しては、担保不動産等を売却することにより得られる売却代金を原資として、元本の支払いを行う予定であり、そのため、担保不動産等の売却時までの期間、対象債権の残高を維持していただくこと等を要請し、ご了解をいただきました。

< 中略 >

4. 今後の見通し

今後は、事業再生ADR手続の中で、引き続き対象債権者たるお取引先金融機関の合意により成り立たしめた事業再生計画案を遂行してまいります。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

3【発行条件に関する事項】

(訂正前)

<前略>

当社は前記「募集に関する特別記載事項」に記載のとおり、JATPに対して、平成23年9月26日、事業再生ADR手続利用についての申請を行い、同日受理され、同日付で、JATPとの連名で、当社のお取引先金融機関に対して「一時停止の通知書」を送付いたしました。その後、平成24年1月10日に開催した第2回債権者会議続行期日にて、対象債権者に本事業再生計画案の内容につき協議をしていただき、平成24年1月31日に開催予定の第3回債権者会議において当該事業再生計画案のご承認をいただく予定であります。当社としては、かかる事業再生計画案を履行していくために、自己資本を強化し、かつ既存プロジェクトへの資金投入を実施するとともに、新規物件の取得及びこれに係る諸費用等を調達する必要があります。しかしながら、当社は債務超過の状況にあり、経営が非常に厳しい状態にある中において、当社が外部から出資をいただくためには、本事業再生計画案にご理解をいただきつつ、本第三者割当における払込金額は普通株式の時価よりも相当程度低い金額とせざるを得ない状況にあります。そして、普通株式の時価からのディスカウント率の決定に際しては、事業再生ADR手続中である当社の財務状況に鑑みれば、割当予定先にとって当社への出資にはリスクが伴うといわざるを得ず、かかる当社の現状を前提に外部から出資を得るためには払込金額について普通株式の時価よりも大幅なディスカウントが必要である一方、その割合が大きければ当社株式の希薄化規模が大きくなり、既存株主の皆様への影響もより大きくなることから、これらを総合的に勘案して割当予定先と協議を重ねた結果、普通株式の時価に約54.05%を乗じた金額である40円を本第三者割当による募集株式の払込金額といたしました。また、かかる払込金額は、日本証券業協会の定める第三者割当の取扱いに関する指針等に照らし、特に有利な金額に該当するものと判断されるため、本第三者割当による新株式の発行については、会社法の規定に従い、本臨時株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としております。

なお、本第三者割当による新株式の発行は、事業再生ADR手続が成立することを条件としております。

(訂正後)

<前略>

当社は前記「募集に関する特別記載事項」に記載のとおり、JATPに対して、平成23年9月26日、事業再生ADR手続利用についての申請を行い、同日受理され、同日付で、JATPとの連名で、当社のお取引先金融機関に対して「一時停止の通知書」を送付いたしました。その後、平成24年1月10日に開催した第2回債権者会議続行期日にて、対象債権者に本事業再生計画案の内容につき協議をしていただき、平成24年1月31日に開催した第3回債権者会議において当該事業再生計画案のご承認をいただきました。当社としては、かかる事業再生計画案を履行していくために、自己資本を強化し、かつ既存プロジェクトへの資金投入を実施するとともに、新規物件の取得及びこれに係る諸費用等を調達する必要があります。しかしながら、当社は債務超過の状況にあり、経営が非常に厳しい状態にある中において、当社が外部から出資をいただくためには、本事業再生計画案にご理解をいただきつつ、本第三者割当における払込金額は普通株式の時価よりも相当程度低い金額とせざるを得ない状況にあります。そして、普通株式の時価からのディスカウント率の決定に際しては、事業再生ADR手続中である当社の財務状況に鑑みれば、割当予定先にとって当社への出資にはリスクが伴うといわざるを得ず、かかる当社の現状を前提に外部から出資を得るためには払込金額について普通株式の時価よりも大幅なディスカウントが必要である一方、その割合が大きければ当社株式の希薄化規模が大きくなり、既存株主の皆様への影響もより大きくなることから、これらを総合的に勘案して割当予定先と協議を重ねた結果、普通株式の時価に約54.05%を乗じた金額である40円を本第三者割当による募集株式の払込金額といたしました。また、かかる払込金額は、日本証券業協会の定める第三者割当の取扱いに関する指針等に照らし、特に有利な金額に該当するものと判断されるため、本第三者割当による新株式の発行については、会社法の規定に従い、本臨時株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としております。

なお、本第三者割当による新株式の発行は、事業再生ADR手続が成立することを条件としておりますが、事業再生ADR手続は、平成24年1月31日開催の第3回債権者会議において成立いたしました。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(訂正前)

<前略>

当社は、事業再生ADR手続の中で対象債権者たるお取引先金融機関と協議を進めながら、公平中立な立場からJATPより調査・指導・助言をいただき、スポンサーによる信用補完等による事業基盤の強化を図るべく、平成23年12月7日付で本事業再生計画案を策定いたしました。策定した本事業再生計画案につきましては、今後、対象債権者であるお取引先金融機関にご検討いただき、平成24年1月31日開催予定の第3回債権者会議において、対象債権者であるお取引先金融機関の合意による成立を目指してまいります。

<後略>

(訂正後)

<前略>

当社は、事業再生ADR手続の中で対象債権者たるお取引先金融機関と協議を進めながら、公平中立な立場からJATPより調査・指導・助言をいただき、スポンサーによる信用補完等による事業基盤の強化を図るべく、平成23年12月7日付で本事業再生計画案を策定いたしました。策定した本事業再生計画案につきましては、対象債権者であるお取引先金融機関にご検討いただき、平成24年1月31日開催の第3回債権者会議において、成立いたしました。

<後略>

第三部【追完情報】

2 事業等のリスクについて

（訂正前）

「第四部 組込情報」の第43期有価証券報告書及び第44期第1四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成23年12月28日）までの間に生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。以下に掲げた内容は、第43期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」の変更及び追加箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成23年12月28日）現在においてもその判断に変更はなく、また、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成23年12月28日）現在において当社グループが判断したものであります。

< 中略 >

(11) 資金調達に関わるリスク

当社は平成23年12月28日(水)開催の当社取締役会において、株式会社ハウスセゾンを割当予定先とする第三者割当による新株式の発行を行うことを決議いたしました。当該第三者割当による新株式の発行は、事業再生ADR手続が成立すること及び平成24年2月20日(月)開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において特別決議により承認されることが条件となります。よって、本臨時株主総会の特別決議により承認されなかった場合及び事業再生ADR手続が成立しなかった場合には資金調達が実行されない可能性があります。

(12) 大株主の状況及び株主構成について

当社は平成23年12月28日(水)開催の当社取締役会において、株式会社ハウスセゾンを割当予定先とする第三者割当による新株式の発行を行うことを決議いたしました。当該第三者割当による新株式の発行により、株式会社ハウスセゾンが保有する当社株式にかかる議決権保有割合は60.82%となることを見込まれます。そのため、当該第三者割当による新株式の発行以後、当社の意思決定に重大な影響を及ぼすものと見込まれます。

（訂正後）

「第四部 組込情報」の第43期有価証券報告書及び第44期第1四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成24年1月31日）までの間に生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。以下に掲げた内容は、第43期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」の変更及び追加箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成24年1月31日）現在においてもその判断に変更はなく、また、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成24年1月31日）現在において当社グループが判断したものであります。

< 中略 >

(11) 資金調達に関わるリスク

当社は平成23年12月28日(水)開催の当社取締役会において、株式会社ハウスセゾンを割当予定先とする第三者割当による新株式の発行を行うことを決議いたしました。当該第三者割当による新株式の発行は、事業再生ADR手続が成立すること及び平成24年2月20日(月)開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において特別決議により承認されることが条件となります。よって、本臨時株主総会の特別決議により承認されなかった場合及び事業再生ADR手続が成立しなかった場合には資金調達が実行されない可能性があります。なお、事業再生ADR手続は、平成24年1月31日開催の第3回債権者会議において成立いたしました。

(12) 大株主の状況及び株主構成について

当社は平成23年12月28日(水)開催の当社取締役会において、株式会社ハウスセゾンを割当予定先とする第三者割当による新株式の発行を行うことを決議いたしました。当該第三者割当による新株式の発行により、株式会社ハウスセゾンが保有する当社株式にかかる議決権保有割合は60.82%となることを見込まれます。そのため、当該第三者割当による新株式の発行以後、当社の意思決定に重大な影響を及ぼすものと見込まれます。なお、事業再生ADR手続は、平成24年1月31日開催の第3回債権者会議において成立いたしました。